

下諏訪町福祉医療制度のご案内

福祉医療とは、保険診療医療費のうち自己負担した額の一部を下諏訪町が負担し給付する制度です。下記受給資格に該当する方は、申請することにより福祉医療受給資格者証の交付が受けられます。

受給資格（出生・転入の際、交付します）

- ・0歳から18歳（高校3年生卒業）までのお子さん



受給者証の有効期限

- ・18歳の誕生日に該当する年度の3月31日まで（受給者証の更新はありません）

【受給者証の再発行】

- ・汚れたり、破れたり、なくしたりしてしまった場合は、再発行することができます。（役場1階 国保年金係窓口まで直接お越しいただくか、郵送で申請書をお送りください。）

受給者証の使い方

- ・長野県内の医療機関へかかった場合

医療機関の窓口で受給者証を提示してください。

- ・長野県外の医療機関へかかった場合

領収書のコピーを添えて福祉医療費支給申請書を提出してください。

（役場1階 国保年金係窓口まで直接お越しいただくか、郵送で申請書をお送りください。）

受給者証の変更

- ・次の場合には届出をお願いします。（届出がない場合は給付が遅れる場合があります。）



内容	お持ちいただくもの
住所・氏名が変わった場合	受給者証
健康保険証が変わった場合	新しい健康保険証、受給者証
受取口座を変更したい場合	通帳、受給者証

給付金の内容



☆ 1つの医療機関につき、1ヶ月の自己負担金は（最大）500円です。

500円を超えた分の医療費は下諏訪町から補助されます。

※同一の医療機関でも、同月に入院と外来がある場合、また内科と歯科がある場合は、それぞれ500円のお支払いが必要です。

※薬局の場合は医療機関の処方箋ごとに500円のお支払いが必要です。

☆ 給付の対象となるもの

- ・保険適用分の医療費のうち、内科・歯科・調剤・訪問看護療養費・入院時食事代など

★ 給付の対象とならないもの

- ・健康診断、予防接種、入院時個室代など保険の適用にならないもの
- ・保育園や学校でけがをした場合の災害共済給付制度など、ほかの助成を受けた場合
- ・交通事故など第三者行為による診療の場合

⇒ 福祉医療費給付分は後日返納していただく場合があります。

★ 災害共済給付金（スポーツ保険）の対象となる場合

- ・保育園や学校でけがをした場合、まずは災害共済給付金（スポーツ保険）の対象となるか確認する必要があります。医療機関等にかかる際は、保育園や学校でけがをしたことを伝えていただくとともに、受給者証は使用しないようにお願いします。

給付金の支給方法



①通常の場合（医療機関の窓口で受給者証を提示した場合）

⇒ 窓口で（最大）500円を支払うことで医療が受けられます。

②県外での受診または受給者証を提示せずに医療を受け役場窓口で申請した場合

⇒ 基本的には申請書の提出月から2ヶ月後の月末日の前日を目安に（土日祝日は除く）自己負担金を差し引いた金額をご指定口座へ振込みます。

*福祉医療費を申請できる期間は診療月（支払月）の翌月1日から1年以内です。

- 振込に関する通知はしておりませんので、通帳をご確認いただくか、役場までお問い合わせください。
- 2ヶ月たっても給付がない場合は診療を受けた医療機関へ直接お問い合わせください。

* お問い合わせ *

下諏訪町役場 住民環境課 国保年金係 Tel：0266-27-1111(内線 138)